

topics

01 罹災証明書等の交付について

税務課
課税G

町では、自然災害（火災を除く）によって、家屋などが破損した場合、町職員が被害状況を確認し、罹災証明書等を交付します。

■ 証明内容

- 罹災証明書：住家の被害認定基準運用指針により被害認定できる住宅等の建物を対象とした証明
- 罹災届出証明書：罹災証明書では証明できない、土地、家財道具、門、塀などを対象として被災されたことを届け出た旨を証明
- 証明区分：「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」
- 申請受付・交付場所：税務課（役場1階）
- 申請に必要なもの：
 - ・窓口に来られる方の身分証明書（免許証、健康保険証など）
 - ・代理の方が来られる場合は、委任状も必要です

■ 手数料：無料

■ お問い合わせ 税務課課税G

topics

02 「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

平成25年10月1日に閣議決定された「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」については、住民の皆さんへご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付方法などが決まり次第、速やかに広報等でお知らせしますので、「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」に関する次のことに注意してください。

- 市町村や厚生労働省などが銀行・コンビニなどのATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」の給付のために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。
- 市町村や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。

■ お問い合わせ あいくる保健福祉課福祉障がいG

2013 ◀ 2014

年末年始休業のお知らせ

- 役場 (☎378~2121)
長幌上水道企業団 (☎0123~82~5700)
12月31日(火)~1月5日(日)まで休業
- あいくる (☎378~5888)
12月31日(火)~1月5日(日)まで休館
※浴場は12月31日(火)・1月4日(土)・5日(日)いずれも13時~18時まで営業。(1月1日(祝)~3日(金)は休業)
- ビューロー (☎378~7010)
12月31日(火)~1月3日(金)まで休館
※販売所、軽食コーナーは、1月5日(日)まで休業
- 公民館・改善センター (☎378~2001)
スポーツセンター (☎378~3190)
三重レークハウス (☎378~1270)
夕張太ふれあい館 (☎378~1855)
いずれも12月30日(月)~1月6日(月)まで休館
- 町立病院 (☎378~2111)
12月28日(土)午後~1月3日(金)まで休診
なお、1月4日(土)は午前からの診療となります。
- 南空知公衆衛生組合ごみ処理場 (☎0123~88~3900)
12月31日(火)~1月5日(日)まで休業
(直接搬入も受け入れしません)
- ごみの収集
12月30日(月)まで通常どおり収集、直接搬入の受け入れします。
・市街地区、12区→特別収集として
1月4日(土)に不燃ごみ及び段ボール類以外を収集。
・6区、13区、中樹林、三重地区→特別収集として1月4日(土)に生ごみ、可燃ごみを収集。
1月6日(月)より通常収集。
- し尿処理(協業組合エクセル三和) (☎372~2011)
12月31日(火)~1月5日(日)まで休業
・12月20日(金)までの受付分は12月30日(月)までに収集。
・12月21日(土)以降の受付分は1月6日(月)から収集。
なお、年始の申し込みは1月4日(土)から受付します。
注)トイレの中にビニール袋・紙おむつ・タオルなどを捨てないようにお願いします。
(道央地区環境衛生組合 ☎372~3202)

topics

03

町内巡回バスを利用しましょう

まちづくり課
企画情報G

町内巡回バスは昨年10月1日より、平成23年度に実施したデマンドバス実証運行の利用者宅付近を走行する路線に延長して運行しています。幹線バス系統と町内巡回バスの乗り継ぎなどの効率的な利用と町内巡回バスの利用促進を行うため、全便において南幌温泉を経由する路線としています。

- 便数 1日3便運行
 - 運行日 週2回、火曜日と木曜日
 - 運賃 一般区域：1回200円 ※小学生、身体障害者手帳や療育手帳等がある方は100円
市街地路線バス区間：1回160円 ※小学生、身体障害者手帳や療育手帳等がある方は80円
 - 運休日・運休期間
 - ・月、水、金、土、日曜日、祝日
 - ・平成25年12月31日から平成26年1月4日まで運休（平成26年は、1月7日（火）から運行します。）
- ※乗車場所・運行日によりますが、朝1便で南幌温泉に行くことができます。
※冬になると、自動車運転による心配などから出かける機会が減少しますが、病院、買い物、温泉、公共施設などにも行くことが出来ますのでお気軽に巡回バスをご利用ください。

topics

04

南幌ニュータウンみどり野団地分譲のお知らせ

まちづくり課
企業誘致G

北海道住宅供給公社では、みどり野団地の販売促進を図るため、子育て・高齢者支援や複数区画購入割引などのキャンペーンを実施しています。このキャンペーンのご利用により1区画200万円台から購入することも可能で大変お得な内容となっています。

- みどり野団地分譲概要 ※平成25年度の分譲受付は、1月31日（金）まで
 - 区画面積 1区画平均315㎡（約95坪）
 - 分譲価格 平均15,200円/㎡ 最多分譲価格帯400万円台
- 割引キャンペーン
 - 子育て支援：18歳未満のお子さんがあるご家庭 30%割引
 - 高齢者支援：65歳以上の高齢者が入居・同居するご家庭 30%割引
 - 複数区画割引：複数区画同時購入 2区画10%割引、3区画20%割引
- お問い合わせ
 - 北海道住宅供給公社販売担当 ☎281～3712
 - まちづくり課企業誘致G

topics

05

健康食品送りつけの新手口にご注意ください！

産業振興課
商工観光G

注文した覚えがないのに健康食品を送りつけられるトラブルの中で、「商品と一緒に現金書留封筒が送られ、その後電話などで脅すような口調で支払を迫られた」という相談が寄せられています。

- 相談事例（国民生活センターより）

「注文を受けた健康食品を送る」と電話がかかってきた。注文する気がないことを伝えると、「キャンセルできない。申込みを録音している。裁判にかける」などと言われ、仕方なく受け取りを承諾した。商品が届き、箱の中には、こちらの名前や商品の金額などが既に記入された現金書留の封筒が一緒に入っていた。数日後、業者から「年金が入ったら、すぐ払え」と電話があり、電報まで届いた。
- 消費者へのアドバイス

断ったにもかかわらず一方的に商品を送りつけられても、安易に受け取らないようにしましょう。もし受け取ってしまった場合も絶対にお金を支払わずに南空知消費生活相談室にご相談ください。
- お問い合わせ・相談
 - 南空知消費生活相談室 ☎0123～72～3581（毎週月・木曜日 13時～16時）
 - 産業振興課商工観光G（消費生活相談窓口）

平成25年12月開催の第4回議会定例会において指定管理者の指定が議決され、下記のとおり指定を行ったのでお知らせします。

■公の施設の名称（指定管理者指定団体）

- ・西町コミュニティセンター（西町町内会）
- ・北町コミュニティセンター（北町町内会）
- ・緑町コミュニティセンター（緑町町内会）
- ・東町コミュニティセンター（東町町内会）
- ・栄町コミュニティセンター（第14区）
- ・中央寿の家（第15区）
- ・鶴城寿の家（第8区）
- ・中樹林福祉の家（中樹林自治区）
- ・川向福祉の家（第13区）
- ・夕張太地区集落センター（夕張太集落センター運営委員会）
- ・晩翠地区集落センター（晩翠集落センター運営委員会）
- ・野菜育苗施設 ・長ねぎ選別施設 ・南幌町ライスターミナル
- ・南幌町穀類乾燥調製貯蔵施設 ・西幌地区粉乾燥調製施設
- ・夕張太西地区粉乾燥調製施設 以上6施設（南幌町農業協同組合）
- ・南幌町農産物加工施設（株式会社南幌町農産物加工センター）
- ・カートコース（南幌カートスポーツクラブ）


■指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

町では、昨今の灯油価格の高騰に伴い、昨年度に引き続き、暖房用の灯油購入費を助成する「あったか灯油事業」を実施しますので、対象世帯の方は忘れずに申請してください。

なお、今回より下記対象世帯の（1）から（3）と同居する別世帯が町民税非課税の場合は、新たに対象となりました。

■対象世帯

南幌町に住所があり、平成25年度住民税が非課税であって、次のいずれかに該当する世帯

- （1）70歳以上（昭和19年3月31日以前の生まれ）の高齢者のみの世帯
- （2）重度心身障がい児・者（身体障がい者1・2級及び3級の内部疾患、療育手帳A判定、精神障がい者福祉手帳1・2級）のいる世帯
- （3）ひとり親世帯（平成7年4月2日以降に生まれた子どものいる世帯）
- （4）その他町長が認める世帯（詳しくはお問い合わせください）

※平成25年度住民税納付書が届いている世帯は対象外です。

※受付期間に社会福祉施設入所中、病院入院中及び被保護世帯は対象外となります。

■助成金額

1世帯あたり 10,000円

■申請手続き

助成を受けようとする方は、下記の受付期間内に申請書（あったか灯油支給申請書）をあいくるに提出してください。印鑑と世帯主本人の金融機関口座の通帳もご持参願います。

■受付期間

1月6日（月）～3月31日（月）：8時30分～17時まで ※土・日曜日・祝日を除く

■特別窓口開設

1月9日（木）、30日（木）：17時～20時

■その他

電話による課税状況のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、あいくる保健福祉課福祉障がいGまでお問い合わせください。

1ヵ月の医療費の一部負担金（食事代や差額ベッド代などは除く。）が、所得や年齢に応じて定められている自己負担限度額を超えた場合、超えた額が加入している健康保険から支給されます。高額療養費は申請することによって支給されますので、支給対象と思われる方は忘れずに申請してください。ただし、南幌町国保以外の健康保険に加入されている方は、申請方法が違いますので加入されている健康保険に直接お問い合わせ願います。

また、診療月の翌月1日から2年で時効となり申請できなくなりますので、ご注意ください。

南幌町国保に加入の方は支給申請についてお知らせする通知はがきを送付されます。なお、次の方法で計算した個人ごとの一部負担金が、所得や年齢に応じた自己負担限度額を超えた場合は、高額療養費の対象となります。

- 同じ診療月に医療機関ごと（外来・入院・歯科に分けて）に、一部負担金（3割）が21,000円以上のものを合算。（70歳以上の方は金額、歯科・調剤の区別なく全て合算）

■ 70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	過去12ヵ月の間で 4回目以降限度額
上位所得世帯※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般世帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1「総所得金額等」が600万円を超える世帯。もしくは所得の確認ができない方がいる場合

■ 70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	外来（個人単位）	外 来 + 入 院 （ 世 帯 単 位 ）
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (過去12ヵ月の間で4回目以降限度額 44,400円)
一 般	12,000円	44,400円
低所得者 II	8,000円	24,600円
低所得者 I	8,000円	15,000円

※申請には領収証（原本）と印鑑・振込口座がわかるものが必要です。領収証は、再発行されませんので大切に保管してください。

- 入院するとき・外来で高額な診療を受けるときは（申請に必要なもの…国民健康保険証、印鑑）

75歳未満（後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された人は除く）の方が入院するとき、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関窓口で提示した場合、ひとつの医療機関窓口での同月中の支払いが自己負担限度額までとなります。保険が適用される高額な診療を受ける方は、一時的な負担を減らすことができます場合がありますので、どうぞご利用ください。

ただし、70歳以上の方の場合は住民税非課税世帯であることが交付対象となります。

※国民健康保険税に滞納のある世帯には認定証は交付できません。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの方が加入することになっており、学生であっても20歳以上であれば加入して保険料を納めることになります。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手がなくなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう！

学生の方や収入等がなく保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」（30歳未満）など保険料納付猶予制度がありますので、住民課戸籍年金Gで国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

■高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険からそれぞれ支給されますので、後日、北海道後期高齢者医療広域連合より送付される案内により役場住民課医療介護Gへ申請してください。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

■自己負担額（1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日）

負担割合	区分		自己負担額の合計の限度額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税

※2 世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方。

■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、希望者に医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は3月（平成25年7～12月分）に行いますので、新たに発行を希望される方は、住民課医療介護Gまでご連絡ください。

※既に医療費通知の送付を希望されている方は、今後も継続して発行しますので、申し込みは不要です。

※医療費通知を確定申告「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

■お問い合わせ

・住民課医療介護G ・北海道後期高齢者医療広域連合（☎290～5601）

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害が起きることがあります。もし、予防接種による健康被害が起きた場合、救済給付を行うための制度があります。

■給付の種類
■医療機関での治療を受けた場合

治療に要した医療費（自己負担分）と治療を受けるために要した諸費用を支給します。

■障害が残ってしまった場合

年に4回、障害の残った子供を養育するための障害児養育年金（18歳以上の場合は障害年金）を支給します。

■亡くなられた場合

葬祭料及び一時金（インフルエンザワクチンの場合は一時金または年金）を支給します。

■給付の決定

予防接種した後に発熱したり、接種したところが赤くなったり腫れたりすることや、重い場合だと、脳炎や神経障害などの副反応が起きることがあります。しかし、その副反応は予防接種が原因ではなく、偶然、予防接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。このため、厚生労働省が設置する疾病・障害認定審査会で審査を行い、予防接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、予防接種による健康被害と認められた場合に給付を決定します。

■申請・お問い合わせ

あいくる保健福祉課健康づくりG